

2021年6月9日

株 主 各 位

横浜市神奈川区片倉二丁目37番11号

株式会社 創 健 社

代表取締役社長 中 村 靖

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市神奈川区金港町3番地1 コンカード横浜ビル2階
TKPガーデンシティ横浜
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第54期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監
査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第54期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。尚、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、また新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されており、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<http://www.sokensha.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎2020年よりお土産のご提供を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の世界的な影響により急速な減速が続いており、引き続き雇用環境に多大な影響を及ぼし、個人消費についても、消費者マインドを悪化させております。一方政府は今までにない経済対策を推し進めており、一時的な回復の兆しが見えたものの、2021年1月には2度目の緊急事態宣言が発出されるなど、景気の先行きを大きく不透明にしております。

当社グループを取り巻く食品業界におきましては、コロナによる緊急事態宣言の下、在宅勤務の増加や消費者の不要不急の外出自粛の継続により缶詰・レトルト・麺類等の簡便で賞味期限の比較的に長い商品が健闘いたしました。えごま油等の高付加価値商品や比較的高額の健康補助食品は、引き続き苦戦する結果となりました。また商談自粛による営業活動の縮小、集客催事の中止や規模縮小が重なり、今後の販売促進に課題を残すこととなりました。

このような経営環境の下、化学調味料を使わない無添加自然食品専門企業として50年の年月を積み重ねてきた歴史に信頼をいただいている当社グループは、第5次中期経営計画『新世代に向けた食の提案』（2020年4月1日～2023年3月31日まで）を作成しました。その初年度となります当連結会計年度におきましては、オーガニック＆プラントベースの分野でカテゴリーNO.1企業を目指し、コロナ後の食品市場における新しい営業活動（コロナ流行前とは明らかに違う営業活動）を想定し、当社グループブランド商品のファン作りに注力するとともに、目標の営業利益額を達成するために役員・社員一丸となって取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの商品品目別売上高の主な増減につきましては、「副食品」が、さば缶詰等の売上減があったものの、有機トマト缶等の売上増により前連結会計年度比1億24百万円増（11.7%増）の11億87百万円、「調味料」が、えごまドレッシング等の売上減があったものの、マヨネーズ等の売上増により前連結会計年度比72百万円増（5.2%増）の14億67百万円、「嗜好品・飲料」が、販売を中止した缶飲料等の売上減があったものの、メイシー小袋シリーズ等の売上増により前連結会計年度比39百万円増（4.9%増）の8億51百万円、「その他」が、歯磨き粉等の売上減があったものの、ウイルス対策品等の売上増により前連結会計年度比17百万円増（15.5%増）の1億34百万円、「乾物・雑穀」が、おから等の売上減があったものの、

国内産小麦粉等の売上増により前連結会計年度比6百万円増（2.3％増）の3億3百万円となりました。しかしながら、「油脂・乳製品」が、新商品カメラナオイル等の売上増があったものの、えごま油等の売上減により前連結会計年度比60百万円減（9.1％減）の6億3百万円、「栄養補助食品」が、新商品のビタミンC等の売上増があったものの、ハトムギ酵素等の売上減により前連結会計年度比17百万円減（10.0％減）の1億52百万円となりました。

この結果、全体の売上高は、46億99百万円（前連結会計年度比1億83百万円増、4.1％増）となり、売上総利益率25.3％と前連結会計年度比0.1ポイント増となりました。販売費及び一般管理費は11億39百万円（前連結会計年度比16百万円増、1.5％増）となり、営業損益につきましては、営業利益48百万円（前連結会計年度比32百万円増、195.8％増）となり、経常損益につきましては、経常利益50百万円（前連結会計年度比29百万円増、146.0％増）という結果にて終了しました。また親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、法人税等調整額15百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益48百万円（前連結会計年度比33百万円増、231.2％増）となりました。

品目別主要商品の状況

当社グループの事業は単一セグメントであり、当連結会計年度の販売及び仕入実績をセグメントごとに示すことができないため、品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別主要商品販売構成

品目別	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			主要商品
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	前連結 会計年度比	
油脂・乳製品	663,851	14.7	603,137	12.8	9.1%減	マーガリン・べに花油・えごま油・オリーブ油・ココナッツオイル・菜種油・原材料用サラダ油・ごま油・カメリナオイル
調味料	1,394,771	30.9	1,467,366	31.2	5.2%増	醤油・味噌・砂糖・塩・酢・カレー・シチュー・マヨネーズ・ドレッシング・液体だし・顆粒だし・醃酵調味料・蜂蜜
嗜好品・飲料	811,634	18.0	851,263	18.1	4.9%増	菓子・野菜果汁飲料・お茶・ドライフルーツ・五穀茶・発酵飲料・ナッツ類・メイシーシリーズ(菓子)・豆乳
乾物・雑穀	296,691	6.6	303,498	6.5	2.3%増	小麦粉・パン粉・米・黒米・雑穀・鰹節・昆布・ひじき・蓮根粉・ハトムギ粒・餅きび・押麦・キヌア・切干大根・チアシード・炒り胡麻・もち麦・味付のり・干し桜えび・タピオカ粉末・おから
副食品	1,063,227	23.5	1,187,424	25.3	11.7%増	ジャム・スープ・レトルト食品・麺類・缶詰・熟成発酵黒にんにく・パンケーキ粉・らっきょう甘酢漬・シリアル食品・みそ汁・お節お重商品・炊き込みごはんの素・五目ちらし寿司の素・かき揚げ(冷凍)・コンビーフ・ピーナッツスプレッド・蒲鉾
栄養補助食品	169,668	3.7	152,617	3.2	10.0%減	青汁・キダチアロエ・梅エキス・ミドリムシ・ハトムギ酵素・乳酸菌・天茶エキス・コラーゲン・基石茶・生姜粉末・板藍根・ルイボス茶・ルテイン・モリンガ(ハーブ系青汁)・くま笹エキス・ビタミンC
その他	116,261	2.6	134,247	2.9	15.5%増	トイレットリー・機械器具・化粧品・虫よけスプレー・歯磨き粉・ウイルス対策品など
合計	4,516,107	100.0	4,699,555	100.0	4.1%増	ー

品目別主要商品仕入構成

品目別	仕入高(千円)	構成比(%)	前連結会計年度比
油脂・乳製品	434,584	12.6	17.8%減
調味料	1,108,916	32.1	7.4%増
嗜好品・飲料	644,567	18.7	2.0%増
乾物・雑穀	253,016	7.3	3.7%増
副食品	786,952	22.8	10.6%増
栄養補助食品	103,784	3.0	13.4%減
その他	121,770	3.5	14.0%増
合計	3,453,593	100.0	2.3%増

(2) 設備投資等の状況

特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2億80百万円の調達を実施しました。

(4) 対処すべき課題

第5次中期経営計画『新世代に向けた食の提案』（2020年4月1日から2023年3月31日まで）の2年目となります翌連結会計年度におきましては、全世界で広がり続けるオーガニック市場に対して、大手食品企業の参入が続き、ますます競争が激しくなっております。当社といたしましては、当社グループブランド商品のファン作りに注力するとともに、目標の営業利益を達成させるために、以下の施策に役員・社員一丸となって取り組む所存でございます。

①オーガニック&プラントベースライフスタイルの提案

化学調味料などの不要な食品添加物を使わない自然食品専門企業として50年にわたり培ってきた信頼やノウハウを土台とし、新世代のライフスタイルが変化していく中、オーガニック&プラントベース商品のラインナップの充実及び提案を積極的に行いカテゴリーNO.1企業を目指します。

②WEBの積極的な活用

企業を取り巻く環境の変化にすばやく対応するためWEBの積極的な活用を行います。

1) ホームページ内のブランドサイトのリニューアル

ブランドサイトをリニューアルすることで、創健社ブランドの信頼をさらに高めることにより事業の拡大につなげてまいります。

2) SNSの積極的な活用

SNS（インスタグラム、Facebook）を積極的に活用し、当社グループブランドのファン作りに注力し、消費者の認知度向上に努めてまいります。

3) 創健社商品のレシピ充実

消費者ニーズ（内食需要）にあわせてHP内における創健社商品を利用したレシピを充実してまいります。

③新規市場の拡大

引き続き新たな市場を開拓すべく、アジアを中心とした輸出への注力、また新たなブランドを立上げ異業種への提案を積極的行い、将来の市場作りの礎を築き上げるべく注力してまいります。

④生産者及びメーカーとの連携強化

当社グループブランド商品を高品質で安定的に供給するためには、高付加価値な原料の調達及び優れた技術力と適切な品質管理体制を持つメーカーとの連携が重要になってまいります。それを維持するため生産者及びメーカーとの連携を一層強化し、他社と一線を画した商品を提供してまいります。

⑤環境に配慮した原材料及び包材等への取り組み

積極的に環境に配慮した原材料及び包材等を採用することにより地球環境を大切にし人々の生活環境に貢献してまいります。

⑥ジロロモーニブランドの拡売

ジロロモーニ商品の中心である「オーガニックパスタ」は、2019年夏に製粉工場を立ち上げ秋より稼働を開始いたしました。これにより種子から最終製品まで一貫した生産が可能であり、完成されたパスタはより差別化されたオーガニック商品となりました。また新たな商品を投入し、ジロロモーニ商品をより幅広く提供してまいります。

⑦女性スタッフ発 開発商品拡充

前中期経営計画より派生した開発チームが中心となり、「わかりやすい表記」「環境に配慮」「デザイン性」を意識した新たな商品を販売してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分 \ 期別	第51期 2018年3月期	第52期 2019年3月期	第53期 2020年3月期	第54期 2021年3月期 (当連結会計年度)
売上高	4,499,975	4,543,912	4,516,107	4,699,555
営業利益又は 営業損失(△)	△14,254	23,544	16,398	48,503
経常利益又は 経常損失(△)	△9,619	26,221	20,416	50,224
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	△1,342	15,017	14,544	48,173
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	△1円92銭	21円46銭	20円78銭	68円84銭
総資産	2,810,572	2,894,022	2,767,019	2,875,857
純資産	1,004,497	1,000,570	997,488	1,058,033

〔第51期〕2018年3月期

第51期につきましては、売上高は前連結会計年度比1.1%の減収（主な品目は油脂・乳製品65,452千円減、調味料51,166千円減）となったことにより、経常損失9,619千円（前連結会計年度は経常損失11,583千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,342千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失16,952千円）となりました。

〔第52期〕2019年3月期

第52期につきましては、売上高は前連結会計年度比1.0%の増収（主な品目は油脂・乳製品60,105千円増）となったことにより、経常利益26,221千円（前連結会計年度は経常損失9,619千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は15,017千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,342千円）となりました。

〔第53期〕2020年3月期

第53期につきましては、売上高は前連結会計年度比0.6%の減収（主な品目は油脂・乳製品45,374千円減）となったことにより、経常利益20,416千円（前連結会計年度は経常利益26,221千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は14,544千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益15,017千円）となりました。

〔第54期〕2021年3月期

第54期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
高 橋 製 麵 株 式 会 社	72,920千円	100.00%	即席麵の製造及び販売

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループの事業は、食べ物による健康作りを目指し、安全性、栄養性を追求した食品の企画、製造、販売を営んでおります。

(8) 主要な事業所（2021年3月31日現在）

① 当社

本社 神奈川県横浜市神奈川区
支店及び営業所等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
横 浜 支 店	神奈川県 横浜市神奈川区	物 流 セ ン タ ー	群 馬 県 みどり市
大 阪 支 店	大阪府 大阪市淀川区	受 注 セ ン タ ー	群 馬 県 太田市
名 古 屋 支 店	愛知県 名古屋市西区	直 営 店	神奈川県 横浜市泉区
福 岡 営 業 所	福岡県 福岡市博多区		

② 子会社

高橋製麵株式会社
本社 埼玉県鴻巣市

(9) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数 45名（前期末比2名増）

平均年齢 46.7歳

平均勤続年数 20.1年

（注）上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員等の計19名を除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	479,505千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	159,997
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	132,600
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	83,060
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	35,978

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株
(2) 発行済株式総数 699,755株（自己株式5,745株を除く。）
(3) 株主数 1,215名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
中村 靖	84	12.05
中村 澄子	78	11.17
創健会	64	9.27
太田油脂株式会社	59	8.43
株式会社横浜銀行	31	4.53
有限会社タカ・エンタープライズ	19	2.80
原田 こずえ	18	2.71
創健社従業員持株会	16	2.35
月島食品工業株式会社	12	1.85
日清オイリオグループ株式会社	12	1.78

（注）1. 持株比率は自己株式（5,745株）を控除して計算しております。

2. 創健会は当社取引先持株会であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	中 村 靖	経営全般
常 務 取 締 役	岸 本 英 喜	営業本部長
取 締 役	山 田 一 斗 資	商品本部長 高橋製麺株式会社 取締役
取 締 役	飯 田 雅 之	管理本部長
取締役（監査等委員・常勤）	藤 川 清 士	高橋製麺株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	鈴 木 久 衛	税理士事務所開業
取締役（監査等委員）	合 田 真 琴	司法書士事務所開業

- (注) 1. 取締役（監査等委員）鈴木久衛氏及び合田真琴氏は、社外取締役であります。
なお当社は、鈴木久衛氏及び合田真琴氏を株式会社東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し届出を行っております。
2. 取締役（監査等委員）鈴木久衛氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）合田真琴氏は、司法書士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部統制部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために藤川清士氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員 数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く）	56,900	51,600	5,300	4
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,250 (6,050)	16,000 (5,600)	1,250 (450)	3 (2)
合 計 （うち社外取締役）	74,150 (6,050)	67,600 (5,600)	6,550 (450)	7 (2)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の報酬等の額には以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入8,200千円（取締役（監査等委員を除く）4名に対し7,200千円、取締役（監査等委員）3名に対し1,000千円）。

3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において、年額9,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名でございます。

4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は、2名）でございます。

5. 当社の取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、2021年2月10日開催の取締役会において、以下のような方針を決定しております。

その概要は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬はコーポレートガバナンス・コードを参考とし、職位別に設けられた一定の基準について定めた役員報酬規程に基づき、担当職務、会社業績、貢献度、従業員の最高給与等を総合的に評価することで、報酬額の妥当性を確認して、取締役会にて協議のうえ決議した額を毎月支払うこと。

また監査等委員である取締役の基本報酬は、権限及び裁量の範囲並びに役職ごとの方針について定めた役員報酬規程に基づき監査等委員の協議により決定した額を毎月支払うこと。

なお、業績連動報酬は、業績（営業利益、経常利益、税引前当期純利益）、及び基本報酬との割合を勘案し、報償、奨励等の意味合を充分考慮して、取締役会にて協議のうえ決議した額を役員賞与として年に一度支払うことができることとしております。

取締役の個人別の報酬等の額は、上記方針に基づいて取締役会及び監査等委員の協議により決定した基本報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

- ② 社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 主な活動状況（社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要）

取締役（監査等委員）鈴木久衛氏は、当事業年度において開催された取締役会14回のうち13回に、また、監査等委員会17回のすべてに出席し、当社が期待する役割としては主に税理士としての専門的な見地から有益な発言を行っております。また、子会社を含めた創健社グループ全体の税務申告書作成に関して、重要な役割を果たしております。

取締役（監査等委員）合田真琴氏は、当事業年度において開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会17回のすべてに出席し、当社が期待する役割としては主に司法書士としての専門的な見地から有益な発言を行っております。また、女性からの目線で新商品開発及び商品のリニューアルに関して、重要な助言を果たしております。

- ② 取締役（監査等委員）合田真琴氏は、司法書士合田真琴事務所を経営しております。

当社は同事務所に会社登記手続きを依頼しておりますが、その取引額は2020年6月26日開催の第53回定時株主総会後の取締役会にて承認いたしました「1件あたりの司法書士報酬が10万円未満のものに限る」を遵守した額であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

なお当社が同事務所に依頼いたしました会社登記手続きは当事業年度において2回であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人保森会計事務所

(2) 会計監査人の報酬等及び監査等委員会が同意した理由

① 当事業年度に係る報酬等の額 19,500千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,500千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である監査法人保森会計事務所から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある場合と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」について、内部統制システム構築の基本方針を取締役会において決議しております。その内容及び運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発教育を実施する。また、取締役並びに使用人が法令に違反する行為を発見した際には、速やかに管理部責任者に通報するとともに、通報者が不利益を被ることのないよう内部通報制度を構築するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的なリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築するものとする。また、リスクのうちコンプライアンス、環境及び情報セキュリティに関しては、専管する組織を設置し、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
- ③ 中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。また、経営会議において、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの相互密接な連携を図り、経営の効率的・効果的運営を実施する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、親会社から取締役又は使用人が非常勤の役員に就任して業務執行取締役の監督にあたる体制をとり、また、日常の業務執行に関し定期的な報告と重要案件について事前協議を求め、業務の適正を確保する。

また、当社の内部監査部門による監査の実施などグループ監査を実施し、業務の適正を確保する。

(6) **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

(7) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は当社及びグループ各社の業務又は業績に関わる重要な事項について監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができるものとする。
- ② 監査等委員会は、会計監査人、内部統制委員会、グループ各社の監査役と情報交換に努め、連携して当社及びグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

(8) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築し、整備、運用するものとする。

(9) **反社会的勢力排除に向けた体制**

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、また、これらの圧力に対しては警察等の外部機関や関係団体とも連携を図り、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとする。

(10) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

- ① コンプライアンスについては、「経営基本方針」を制定し、すべての役職員が基本ルールに則って行動するよう周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、遵守状況を確認しております。また通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図り、不正行為の早期発見と是正に努めております。
- ② 取締役会を月1回定時に開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催、また経営会議を週1回定時に開催し、コンプライアンス、投資及び損失の危険

の管理を含む、経営上のリスクに関する報告及び協議を行い、その管理状況を確認しております。

- ③ 取締役会には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名が出席、取締役（監査等委員）は独立社外監査等委員2名を含む3名が出席するとともに、経営会議には常勤監査等委員が出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。また代表取締役社長は監査等委員会との間で定期的に意見交換を行っております。
- ④ 監査等委員会は、独立社外監査等委員2名を含む監査等委員3名で構成されており、月1回定時に開催する他、臨時監査等委員会を開催し、監査に関する重要事項の報告及び協議又は決議を行っております。
- ⑤ 取締役会、監査等委員会及び経営会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- ⑥ 取締役会及び経営会議は、中期経営計画にて定められた取締役及び使用人が共有する全社的な目標の達成状況の確認と見直しを行っております。また各担当部署は「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、その目標達成のため部署ごとの具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会及び経営会議にて報告しております。
- ⑦ 当社グループの子会社には、親会社である当社より取締役又は使用人が非常勤の役員に就任し、子会社の管理に関する規定の遵守並びに業務執行取締役の監督にあたりとともに、月1回定時開催の子会社の取締役会にて質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております。また子会社の重要案件については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社の取締役会及び経営会議にて十分な検討を行い、承認決議を行うことで子会社の業務の適正を確保しております。
- ⑧ 内部統制監査は、代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会により、内部統制監査計画を作成し、基本方針に即した内部統制システムの整備・運用のもと、適切に実施しております。また監査等委員会、会計監査人及び内部統制委員会は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部統制監査の実施を行っております。
- ⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,345,626	流 動 負 債	1,086,926
現 金 及 び 預 金	1,415,737	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	426,313
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	649,301	短 期 借 入 金	516,440
商 品 及 び 製 品	241,008	リ ー ス 債 務	7,202
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	22,770	未 払 法 人 税 等	18,120
そ の 他	16,943	賞 与 引 当 金	18,690
貸 倒 引 当 金	△135	そ の 他	100,160
固 定 資 産	530,231	固 定 負 債	730,896
有 形 固 定 資 産	184,814	長 期 借 入 金	374,700
建 物 及 び 構 築 物	52,083	リ ー ス 債 務	14,404
土 地	88,371	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	117,000
リ ー ス 資 産	22,241	退 職 給 付 に 係 る 負 債	190,917
建 設 仮 勘 定	502	そ の 他	33,875
そ の 他	21,615	負 債 合 計	1,817,823
無 形 固 定 資 産	11,608	純 資 産 の 部	
そ の 他	11,608	株 主 資 本	1,052,185
投 資 そ の 他 の 資 産	333,807	資 本 金	920,465
投 資 有 価 証 券	80,096	資 本 剰 余 金	45,965
保 険 積 立 金	210,025	利 益 剰 余 金	96,909
繰 延 税 金 資 産	12,764	自 己 株 式	△11,154
そ の 他	31,664	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,848
貸 倒 引 当 金	△742	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,848
資 産 合 計	2,875,857	純 資 産 合 計	1,058,033
		負 債 純 資 産 合 計	2,875,857

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,699,555
売 上 原 価	3,511,696
売 上 総 利 益	1,187,859
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,139,355
営 業 利 益	48,503
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	73
受 取 配 当 金	1,712
仕 入 割 引	3,319
破 損 商 品 等 賠 償 金	326
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	362
そ の 他	1,581
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,652
そ の 他	0
経 常 利 益	50,224
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	368
保 険 解 約 損	126
税金等調整前当期純利益	49,730
法人税、住民税及び事業税	16,864
法人税等調整額	△15,308
当期純利益	48,173
親会社株主に帰属する当期純利益	48,173

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	920,465	45,965	48,735	△11,091	1,004,074
当期変動額					
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属 する当期純利益			48,173		48,173
自己株式の取得				△62	△62
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	48,173	△62	48,110
当期末残高	920,465	45,965	96,909	△11,154	1,052,185

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合 計	
当期首残高	△6,585	△6,585	997,488
当期変動額			
剰余金の配当			-
親会社株主に帰属 する当期純利益			48,173
自己株式の取得			△62
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	12,434	12,434	12,434
当期変動額合計	12,434	12,434	60,544
当期末残高	5,848	5,848	1,058,033

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数…… 1 社
 会社の名称……………高橋製麺株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ii) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………33年～47年

工具、器具及び備品……………2年～20年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

投資その他の資産

その他（長期前払費用）……………均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

i) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社高橋製麺株式会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

ii) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）の会計処理は税抜方式によっており、当社の控除対象外消費税等（控除対象外消費税及び地方消費税をいう。）は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の会計年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額： 15,308千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

i) 算出方法

繰延税金資産は繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）等に従い、将来の収益計画に基づく課税所得に基づき、将来減算一時差異に係る税額から将来の会計期間において回収が見込まれない金額を控除して計上しております。

ii) 主要な仮定

将来の経済状況や事業環境の業績への影響を見通すことは困難であります、最善の見積りを行う上での一定の仮定として当社グループにおいて新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響は軽微であります、コロナは収束が進み、経済状況が徐々に回復すると仮定し、将来課税所得の見積りを行うとともに、繰延税金資産の回収可能性について会計上の見積りを行っております。

iii) 翌連結会計年度の計算書類に与える影響

現在想定しうる最善の予測に基づき繰延税金資産を計上しておりますが、将来の経済状況、事業環境の変化、コロナの感染状況等によっては将来課税所得の額に影響が発生し、繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対する債務

（資産）

現金及び預金（定期預金）	233,000千円
建物及び構築物	37,085千円
土地	39,368千円
計	309,453千円

（上記に対する債務）

短期借入金	474,332千円
長期借入金	276,865千円
計	751,197千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 453,979千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	705,500株	一株	一株	705,500株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	5,715株	30株	一株	5,745株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	10,496	利益剰余金	15	2021年 3月31日	2021年 6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用に関しては預金等による元本が保証されるものを中心にしております。

また、短期的運転資金や長期にわたる設備資金は銀行借入を中心にして調達する方針であります。デリバティブ取引に関しては、投機的な取引を行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの債権管理マニュアルに従い、営業本部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、未入金一覧表を四半期ごとにリストアップし、回収遅延のおそれがある顧客については管理本部と連絡を取り、速やかに適切な処理を取るようしております。

投資有価証券は、株式及び投資信託であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては経理規程に従い、管理本部において、時価等があるものについては四半期ごとに時価を把握し、時価がないものについては年度ごとに決算書を入手し、財務状況を把握する管理体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備資金に係る調達です。借入金利については、金融市場における利率上昇リスクを回避する目的で、ほとんどの借入を固定金利にしております。

営業債務、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、管理本部において、当社グループ各社の資金繰計画を適時に作成、更新するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2.をご参照下さい。）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,415,737	1,415,737	—
② 受取手形及び売掛金	649,301	649,301	—
③ 投資有価証券	58,215	58,215	—
資産計	2,123,254	2,123,254	—
① 支払手形及び買掛金	426,313	426,313	—
② 短期借入金	300,000	300,000	—
③ リース債務（流動負債）	7,202	7,202	—
④ 長期借入金	591,140	589,835	△1,304
⑤ リース債務（固定負債）	14,404	14,404	—
負債計	1,339,060	1,337,755	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価等について、株式は取引所の価格とし、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負債

① 支払手形及び買掛金、② 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ リース債務（流動負債）、⑤ リース債務（固定負債）

リース債務の時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	21,880
出資金	0

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産③ 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,415,737	—	—	—
受取手形及び売掛金	649,301	—	—	—
合計	2,065,038	—	—	—

(注) 4. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	216,440	171,483	118,231	79,604	5,382	—
リース債務	7,202	5,436	4,094	3,121	1,751	—
合計	523,642	176,919	122,325	82,725	7,133	—

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,512円01銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 68円84銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,255,307	流 動 負 債	1,050,727
現 金 及 び 預 金	1,356,130	支 払 手 形	22,149
受 取 手 形	7,049	買 掛 金	396,426
売 掛 金	624,908	短 期 借 入 金	300,000
商 品	239,773	1年内返済予定の長期借入金	198,392
貯 蔵 品	9,977	リ ー ス 債 務	4,336
前 払 費 用	7,320	未 払 金	71,160
立 替 金	9,518	未 払 費 用	6,123
そ の 他	755	未 払 法 人 税 等	17,305
貸 倒 引 当 金	△126	預 り 金	6,468
固 定 資 産	536,097	賞 与 引 当 金	17,729
有 形 固 定 資 産	146,657	そ の 他	10,636
建 物	45,465	固 定 負 債	668,839
構 築 物	238	長 期 借 入 金	335,865
車 両 運 搬 具	7,201	リ ー ス 債 務	4,166
工 具、器 具 及 び 備 品	6,325	退 職 給 付 引 当 金	184,486
リ ー ス 資 産	7,890	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	115,300
土 地	79,033	長 期 預 り 保 証 金	29,020
建 設 仮 勘 定	502	負 債 合 計	1,719,566
無 形 固 定 資 産	11,599	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	6,892	株 主 資 本	1,065,989
電 話 加 入 権	1,269	資 本 金	920,465
そ の 他	3,437	資 本 剰 余 金	45,965
投資その他の資産	377,840	資 本 準 備 金	32,130
投 資 有 価 証 券	80,096	そ の 他 資 本 剰 余 金	13,835
関 係 会 社 株 式	44,110	利 益 剰 余 金	110,685
出 資 金	15	利 益 準 備 金	4,500
従 業 員 長 期 貸 付 金	216	そ の 他 利 益 剰 余 金	106,185
破 産 更 生 債 権 等	236	別 途 積 立 金	20,000
差 入 保 証 金	28,834	繰 越 利 益 剰 余 金	86,185
会 員 権	2,071	自 己 株 式	△11,126
保 険 積 立 金	210,025	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,848
長 期 前 払 費 用	212	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,848
繰 延 税 金 資 産	12,764	純 資 産 合 計	1,071,838
貸 倒 引 当 金	△742	負 債 純 資 産 合 計	2,791,404
資 産 合 計	2,791,404		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,596,357
売 上 原 価		3,441,062
売 上 総 利 益		1,155,295
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,108,847
営 業 利 益		46,448
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	73	
受 取 配 当 金	1,712	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	362	
仕 入 割 引	3,319	
破 損 商 品 等 賠 償 金	236	
業 務 受 託 手 数 料	840	
そ の 他	1,578	8,122
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,154	
そ の 他	0	5,155
経 常 利 益		49,415
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	368	
保 険 解 約 損	126	494
税 引 前 当 期 純 利 益		48,921
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	16,049	
法 人 税 等 調 整 額	△15,308	741
当 期 純 利 益		48,179

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	920,465	32,130	13,835	45,965	4,500	20,000	38,005	62,505
当期変動額								
剰余金の配当								-
利益準備金の積立								-
当期純利益							48,179	48,179
自己株式の取得								-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	48,179	48,179
当期末残高	920,465	32,130	13,835	45,965	4,500	20,000	86,185	110,685

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△11,063	1,017,872	△6,585	△6,585	1,011,287
当期変動額					
剰余金の配当					-
利益準備金の積立					-
当期純利益		48,179			48,179
自己株式の取得	△62	△62			△62
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	12,434	12,434	12,434
当期変動額合計	△62	48,116	12,434	12,434	60,550
当期末残高	△11,126	1,065,989	5,848	5,848	1,071,838

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 ……………定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………33年～47年

工具、器具及び備品……………2年～20年

無 形 固 定 資 産 ……………定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

投資その他の資産

長期前払費用……………均等償却を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（期末自己都合要支給額）を計上しております。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等（控除対象外消費税及び地方消費税をいう。）は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額： 15,308千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対する債務 (資産)

現金及び預金（定期預金）	233,000千円
建物	37,085千円
土地	39,368千円
計	309,453千円

(上記に対する債務)

短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	174,332千円
長期借入金	276,865千円
計	751,197千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 292,980千円

(3) 保証債務

関係会社である高橋製麺株式会社に対し、次の債務保証を行っております。

借入債務保証 29,883千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,896千円
短期金銭債務	7,705千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	11,968千円
仕入高	90,749千円
営業取引以外の取引による取引高	840千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び数 普通株式 5,745株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	当事業年度 (2021年3月31日現在)
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	263
賞与引当金損金算入限度超過額	5,373
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	34,947
退職給付引当金損金算入限度超過額	55,917
ゴルフ会員権等評価損	1,242
減損損失	14,218
その他	12,695
繰延税金資産小計	124,658
評価性引当額	△109,350
繰延税金資産合計	15,308
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,543
繰延税金負債合計	△2,543
繰延税金負債の純額	12,764

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権 等の所 有(被所 有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	高橋製麺 株式会社	埼玉県 鴻巣市	72,920	即席麺 の製造 及び販 売	(所有) 直接 100.0	役員の 兼務1名	債務保証	29,883	—	—

取引条件なし取引条件の決定方針

(注)債務保証については、金融機関からの借入で行ったものであり、保証料は受領しておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 1,531円73銭

(2) 1株当たりの当期純利益 68円85銭

10. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。
11. その他注記
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社 創 健 社
取 締 役 会 御中

監査法人 保森会計事務所
東京都港区

代表社員 公認会計士 若 林 正 和 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 山 崎 貴 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社創健社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社創健社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社 創 健 社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所
東京都港区

代表社員 公認会計士 若 林 正 和 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山 崎 貴 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社創健社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制監査部門である内部統制委員会と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的並びに必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

株式会社 創健社	監査等委員会
取締役 常勤監査等委員	藤 川 清 士 ㊞
社外取締役 監査等委員	鈴 木 久 衛 ㊞
社外取締役 監査等委員	合 田 真 琴 ㊞

(注) 監査等委員 鈴木久衛及び合田真琴は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保を確保しつつ、安定的に適正な利益還元の実行を基本方針としております。

当社の前期の配当につきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大における経済不安から当社の実績が悪化する可能性を考慮いたしました。単簿り需要による家庭用食品の好調な売上が当期の業績において当初予想を上回ったことから復配を実施したいと存じます。復配を実施出来る事は株主の皆様はじめ、お取引先様など関係各位のひとかたならぬご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当社の配当につきましては、株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、及び安定配当を維持する基本方針並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

今後の事業等を勘案し、当社普通株式1株につき15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は10,496,325円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日といたしたいと存じます。

2. 利益準備金への組み入れ

以下のとおり剰余金の配当の額の10分の1を超えて利益準備金を増加させていただきたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,500,000円
---------	------------

② 利益準備金の額の増加が効力を生じる日

2021年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会からは、特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	なかむらやすし 中村 靖 (1958年9月15日)	1987年8月 当社入社 1993年6月 当社取締役・経営企画室長 1995年4月 当社取締役・営業部長 1996年6月 当社常務取締役・営業本部長 1998年10月 当社専務取締役・営業本部長 1999年4月 当社専務取締役・営業本部長兼管理本部管掌 2000年6月 当社代表取締役専務・営業本部長 2001年6月 当社代表取締役社長 2006年6月 当社代表取締役社長・ブランディング推進事業本部長 2007年4月 当社代表取締役社長 2008年2月 当社代表取締役社長・経営全般兼物流本部管掌 2008年12月 当社代表取締役社長・経営全般 2009年4月 当社代表取締役社長・営業本部長兼経営企画室管掌 2010年4月 当社代表取締役社長・営業本部長 2011年8月 当社代表取締役社長 2015年7月 当社代表取締役社長・兼経営企画室管掌 2018年7月 当社代表取締役社長（現任）	84,350株
2	きしもとひでき 岸本 英喜 (1961年5月2日)	1984年4月 当社入社 2002年4月 当社横浜支店長 2006年4月 当社商品本部長兼商品開発部長 2006年6月 当社取締役・商品本部長兼商品開発部長 2009年4月 当社取締役・営業本部副本部長兼直販部長兼営業企画部長 2010年4月 当社取締役・営業本部副本部長 2011年8月 当社取締役・営業本部長 2017年7月 当社常務取締役・営業本部長（現任）	1,800株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	やま だ ひ と し 山 田 一 斗 資 (1963年 2 月 5 日)	1991年 5 月 当社入社 2002年 4 月 当社福岡営業所長 2007年 4 月 当社総務部長 2010年 4 月 当社総務経理部長 2014年 4 月 当社商品本部長 2014年 6 月 当社取締役・商品本部長（現任） (重要な兼職の状況) 高橋製麺株式会社取締役	1,200株
4	い い だ ま さ ゆ き 飯 田 雅 之 (1957年 7 月 1 日)	1987年 6 月 当社入社 2007年 4 月 当社商品管理部長兼情報システム部長 2008年 2 月 当社横浜支店長兼関東支店長 2008年11月 当社情報システム部長 2009年12月 当社受注センター長 2012年 4 月 当社システム広報部長 2014年 4 月 当社総務経理部長兼システム広報部長 2015年 4 月 当社管理本部副本部長 2015年 6 月 当社取締役・管理本部副本部長 2016年 6 月 当社取締役・管理本部長（現任）	2,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ふじ かわ きよ し 藤 川 清 士 (1957年5月6日)	2003年2月 当社入社 2004年4月 当社商品開発部次長 2006年4月 当社営業本部副本部長 2006年6月 当社取締役・営業本部副本部長 2007年4月 当社取締役・社長室長 2007年6月 当社取締役・社長室長コンプライアンス担当 2009年4月 当社取締役・商品開発本部長兼商品開発部長兼品質管理部長兼お客様相談室長 2010年4月 当社取締役・商品本部長兼商品開発部長 2012年4月 当社取締役・商品本部長 2014年4月 当社取締役・管理本部副本部長 2015年4月 当社取締役・経営企画室長 2015年6月 当社顧問・経営企画室長 2018年5月 高橋製麺株式会社監査役（現任） 2018年6月 当社常勤監査役 2019年6月 当社監査等委員である取締役（現任） (重要な兼職の状況) 高橋製麺株式会社監査役	1,000株
2	すず き きゆう えい 鈴 木 久 衛 (1951年3月12日)	1970年5月 王子税務署総務課入署 2011年7月 東京国税局調査第四部統括国税調査官退職 2011年8月 税理士登録 2011年9月 税理士事務所開業（現任） 2014年6月 当社監査役 2019年6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）	600株
3	ごう だ ま こと 合 田 真 琴 (1960年11月17日)	1991年9月 司法書士山田晃久事務所入所 1992年8月 同事務所退職 1992年9月 司法書士橘義雄事務所入所 2001年8月 司法書士事務所開業（現任） 2015年6月 当社社外取締役 2019年6月 当社監査等委員である社外取締役（現任）	200株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木久衛氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員の候補者として同取引所に対し届出を行っております。また、同氏が選任された場合引き続き独立役員となります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者鈴木久衛氏の選任理由及び期待される役割の概要
- 同氏につきましては、同氏の税理士としての財務及び会計に関する知識・経験等を、当社の監査体制の強化に活かしていただくために監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 合田真琴氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員の候補者として同取引所に対し届出を行っております。また、同氏が選任された場合引き続き独立役員となります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者合田真琴氏の選任理由及び期待される役割の概要
- 同氏につきましては、同氏のこれまでの司法書士としての豊富な経験等を、当社の監査体制の強化に活かしていただくために、さらに女性から見た経営体制の強化も兼ねて、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、藤川清士氏、鈴木久衛氏、合田真琴氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。本議案が承認された場合、監査等委員である取締役各候補者との間において、当該契約を継続する予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市神奈川区金港町3番地1 コンカード横浜ビル2階
TKPガーデンシティ横浜
電話 045-450-6317



交通機関 J・R・京浜急行電鉄・相模鉄道・東京急行電鉄・横浜高速鉄道・横浜市営地下鉄
「横浜駅」きた東口A出口より徒歩5分

お 願 い 駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。



環境にやさしく……本紙は森林認証紙を使用しております。